

様式第7号(第14条関係)

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	建設業許可番号
株式会社 増岡組	広島県広島市中区鶴見町4-25	1-002218

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。

2 指名停止措置期間

令和5年3月16日 ~ 令和5年9月15日 (6箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲

ひたちなか市が発注する工事等

4 事実概要

(株)増岡組の使用人が, 広島県が発注した県立高校改修工事に関し, 令和5年2月22日, 同県職員への贈賄などの容疑で逮捕された。

5 指名停止理由

「ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第2に掲げる(贈賄)第3項(2)に該当するため。

〈ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱〉

措 置 要 件	期 間
第2条別表第2 (贈賄) 3 次に掲げるものが県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され, 又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (2) 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 6月以上9月以内

問 い 合 わ せ 先

ひたちなか市総務部契約検査課
ひたちなか市東石川2-10-1
電話 029-273-0111